

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 新たな児童虐待防止システム構築検討WG

本ワーキンググループの報告は3～5年後のあるべき姿を提示することを目標とする。この叩き台はこれまでのWGでの意見及び幹事会での意見を基に事務局の協力を得て作成されているが、最終的に座長が取りまとめた。

*なお、〇〇年後とは平成28年度を起点とする目安である。指定がない場合は改正法の施行時のイメージとする。

1. 総論

(1) 理念⇒委員会にて総合的に議論する（幹事会決定）

- 児童福祉法において、子どもの権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）保障を明確にし、そのための家庭への支援を定める。
- 上記の内容に加えて、以下の意見もあった。
 - ・ 代替養育を含むあらゆる措置には子どもの最善の利益を優先させる。
 - ・ 体罰禁止を盛り込む。
 - ・ 家庭（代替家庭を含む）での養育を受ける権利に関して盛り込む。
 - ・ 持続性を重要な目標として、子どもに安全で安定した家庭を保障する。

(2) 国、都道府県、市区町村の責務

- 以下の案を検討
 - ・ 国の責務：子どもの権利が等しく擁護されるために、子ども家庭福祉の質を均てん化し、子どもの権利が守られているかどうかを監督・検証し、状況を正確に把握して施策・制度を向上させる。
 - ・ 都道府県・政令市・中核市・特別区の責務：子どもへの権利侵害から子どもを保護する。
 - ・ 基礎自治体（市区町村）の責務：子どもの権利が擁護される養育環境の提供と養育支援。

2. 全体に関する制度

(1) 児童福祉法の対象年齢の見直し

- 子ども家庭支援（都道府県等の調査・措置・支援および市区町村の

養育支援)の対象年齢を20歳に引き上げる。

理由：困難を抱えた子どもの自立は遅くなるため、少なくとも20歳未満までは養育支援や保護が必要になるため。

- 上記対象年齢を民法の成人年齢に一致させるという意見もある。
- 社会的養護の対象となった子どもに対しては自立までの支援を行う。
⇒第2WGで検討

(2) 子ども家庭支援を担う専門職の資格化

- 児童相談所や市町村において子ども家庭相談機能を担う職員の専門性を向上するため、専門職の国家資格「子ども家庭専門相談員(仮称)」を創設する。28年度より3年間の準備期間を設け、3年後を目途に開始する。
- 基礎資格としては国家資格とするが、その範囲としては以下の両論があった。
 - ・社会福祉士及び精神保健福祉士のみ。
 - ・社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、心理師、医師。
- 一定(5年間)の実務経験(子ども家庭福祉関係のソーシャルワーク)があり、基礎資格に応じた研修を受けていることを条件とする。
- 資格試験としては、ケースレポートおよび試験を行う。
- 新設する資格を有する職員を基幹職員(SV)として、都道府県・政令市・中核市・特別区の子ども家庭相談機関および市区町村の子ども家庭総合支援拠点に配置する。
- 児童福祉施設のファミリーソーシャルワーカーへの有資格者配置を検討する。
- 移行措置により、現在児童相談所で5年以上経験のある人が一定の研修を受けて資格を得られるようにする。

(3) 配置・任用要件の見直し

<任用要件>

- 都道府県・政令市・中核市・特別区の子ども家庭相談各機関においては、所長、基幹職員、児童福祉司、児童心理司の任用要件を以下の通り明確にする。
- 基幹職員は上記有資格者とし、児童福祉司は社会福祉士、精神保健福祉士、もしくは児童福祉司養成校卒業者等で一定の研修を受けたものとし、児童心理司は公認心理師で一定の研修を受けたものとする。所長は基幹職員であることを要件とする。

- 所長に関しては電話窓口機関と調査・措置機関は兼務可能とする。その他の機関及びその他の職員は兼務不可とする。

<配置>

- 都道府県・政令市・中核市・特別区の子ども家庭相談各機関の児童福祉司、児童心理師、保健師、医師等の配置基準について、現行の人口比から、対応件数比を基本として人口比を組み合わせる方式とする。
例：人口比での数を最低数として、対応件数で積み上げられるようにするなど。
- 都道府県・政令市・中核市・特別区の子ども家庭相談機関においては職員の概ね4人に1人を基幹職員とすることを明記する。
- 基礎自治体（市区町村）の子ども家庭支援拠点には上記資格を有する職員の配置を義務付ける。

(4) 子どもの権利擁護に関する機関の創設

- 子ども家庭福祉において子どもの権利を擁護するため、権利を主張することができるか、その権利が本当に守られているか、調査・検証する仕組みを創設する。
- 以下の二つの機能を持つ
 - ① 都道府県・政令市・中核市・特別区の子ども家庭相談機関の処遇に関して、要保護児童対策協議会などの関係機関および子ども本人からの申し立てにより、そのあり方を調査して勧告を行う。
 - ② 都道府県・政令市・中核市・特別区の子ども家庭相談機関すべてに関しての第三者評価を行う。そのためには突然の調査でも、資料を閲覧する、施設を視察できる、子どもの心身への影響がない範囲で面会できる権限が必要。
- その組織は行政から真に独立した仕組みとすることが重要である。組織の具体案に関しては以下の案があった。
 - ・都道府県児童福祉審議会：既存で対応しやすいが、行政からの独立が保てるかが疑問。特に任命に関しての方策が必要。
 - ・国が弁護士会に委託：可能かどうかの議論が必要。
 - ・新たな国の組織として構築する（海外の制度を参考に）：新たな制度であり、構築が問題となる。
- 子どもの申し立てを支援する弁護士の配置が必要。

(5) 特別養子縁組制度の見直し

- 特別養子縁組制度は社会的養護として重要であり、必要な見直しに向けて民法改正の要否等について、国は、検討を開始し、1～2年後には以下の項目が達成されるようにする。
 - ・ 年齢制限（現行6歳未満）の見直し
 - ・ 父母の同意が得られない場合など、養親以外に児童相談所も申し立てに参与ができるようにする。
 - ・ 出自を知る権利の保障（記録の管理）
- 養子縁組成立後の養親や子どもに対し、支援を行うことが必要であり、児童福祉法において都道府県・市区町村・民間あっせん団体等でそれぞれに養育支援を行える仕組みを作る。
- 養子縁組に関する民間のあっせん団体に対する許認可のあり方や体制、事業内容について具体的な検討を行い、国は、民法改正を含め具体的な検討を行い、1～2年後には法定化ができるようにする。

（6）統計（データベース）の整備と検証の強化

- 地域における個別支援や施策の企画立案・検証に活用するため、統計やデータベースの大幅な拡充が必要。
- 個人情報保護の観点からの慎重な検討が必要。
- その際、施策の企画立案・検証を行うための「統計」と、現場で必要な支援を展開するための「データベース」の関係に関して検討する。
- 統計および地域データベースについては、国でその具体的な方法に関する検討を開始し、都道府県・市区町村の機能の変更が終了する4年後から実施。
- 虐待死の見逃しをなくすために子どもの死全体を検証する制度（Child Death Review）のあり方を検討し、2年後から実施。
- 現行の重大事例の検証を充実させるために以下の方策をとるという意見があった。
 - ・ 厚生労働省に専任の調査官を置く。
 - ・ 調査対象として当該児童の親、きょうだい、親族を明記する。
 - ・ 児童相談所の調査権限は検証の場合も含む。

3. 市区町村

母子保健における虐待対策の位置づけ

- 虐待予防のため、母子保健分野における妊娠期からの取組みは重要であり、母子保健と虐待防止の連携、調和を明確化。
- 母子保健サイドで把握している情報を福祉部門へ適切につないで共

有する仕組みを構築。

- 未だに無戸籍の子どもは少なくない。病院から市区町村に出生届が出されて、母子保健サービスがもれなく全ての子どもに届くようにする。

4. 現児童相談所関係

- 中核市および特別区に子ども家庭相談機能（現児童相談所機能）を有する機関群を設置することを義務付ける。

(1) 通告・初期対応システムの整備

- 子ども虐待に関する三桁番号（189）への電話の窓口を一本化し、相談対応および通告に分類して対応する組織を都道府県・政令市・中核市・特別区に創設する。
- 現状は固定電話以外は窓口の特定に時間がかかる状況である。固定電話以外は電波のエリアで窓口につながるようにし、異なる行政単位に電話がかかった時は転送することを原則とする。
- 通告に関しては受理し、緊急性の判断を行い、初期対応機関と初動期限を設定する。
- 相談を希望する電話に関しては応急的相談を行い、その後の適切な相談先を紹介する。
- 市区町村で普段から相談を受けて情報を共有している場合など、関係機関から市町村への通告は、別の通告経路として存続。その際、その情報は都道府県等の上記窓口設置自治体に報告する。
- 本システムは以下のことも可能である。
 - ・当面は、児童相談所の中に設置するという方法もあり得る。
 - ・機能と人的配置・要件を定めて、設置の場所等は自治体に自由度を持たせることができる。
- 緊急性の判断に関して、これまでの通告履歴をすぐに参照できるようにする。

(2) 介入・支援機能の分化（市区町村への業務の移行を含む）

- 現行の児童相談所が担っている調査・評価・措置（立入調査などの法的権限の行使を含む）とその後の措置ケースへの支援マネジメント機能、直接支援として行っている相談・治療機能を機関として独立させる。
- 調査・評価・措置機能は現在の児童相談所設置と同程度とし、支援

マネージメントを行う機関の設置数は措置のケース数により定める。

- それぞれの機関の職員の配置基準および任用要件を定める。
- なお、子ども家庭支援における養育支援は市区町村の機能とする。
- 現児童相談所の機能である障害相談は児童発達支援センターに、保健相談は保健センターに、措置以外の養護相談・非行相談・育成相談は子ども家庭総合支援拠点に移行する。ただし、手帳の交付は市区町村の児童発達センターで行った検査結果を基に都道府県等が交付する。
- そのための市区町村の基盤を整備する。
- 4年後の実施に向けて各設置自治体はそのあり方を検討する。
- 国は財源の確保を行う。

(3) 一時保護・アセスメント機能の整備

- 一時保護は原則として里親もしくは児童福祉施設に委託する。
- そのために、既存の里親類型に加えて、一時保護里親（仮称）を創設する。
- 一時保護里親に関しては独自の養成・認定・支援システムを持つ必要があるとの意見があった。
- 中学校区に1か所以上の委託先を確保する。
- 乳児の一時保護委託先として、乳児院のアセスメント機能充実が必要。また、里親の活用も必要。
- これまでの一時保護所は、委託が困難な事情のある子どものシェルターとし、分離される子どもの視点に立ち、一時保護所の小規模化・個別対応を推進する。調査・評価・措置を行う機関にシェルターの設置を義務付ける。
- 教育を受ける権利に関し、シェルター入所中の子どもが最寄りの小中学校に通学することを保障する。
- その際、付き添いや接近禁止命令の適用範囲を拡大するなど、通学路の安全を保障する。
- 上記基盤の整備は4年後を目途に行う。
- 一時保護所の運営につき、第三者評価を義務付ける。

(4) 司法関与のあり方

- 一時保護について、親権や子どもの権利に与えている影響等を踏まえ、司法の関与を現行より強めるよう検討を行うべきであり、そのための期限を定めたロードマップを作成する。
- それにあたり、制度・組織の手当てが必要なことから期限は定めな

い方が良いという意見があった。

- その実現のためには、次に関する議論が必要。
 - ・ 裁判所が判断する際の一時保護要件の明確化。
 - ・ 調査・評価・措置機能機関における人的体制、専門性の確立。
 - ・ 虐待対応件数は地域によって多寡があり、都市部の問題のみに着目した制度とならないよう、地域の実状に配慮が必要。
- 他方、児童相談所が一時保護手続きを躊躇することのないように都道府県・政令市・中核市・特別区の調査・評価・措置機能機関に司法対応を専門に行える人材（弁護士等）を配置するとともに福祉の専門性も強化する。
- 都道府県・政令市・中核市・特別区の調査・評価・措置機能機関の調査権限の強化をはかる（関係機関以外でも調査への協力を義務付ける）。明確な理由が書かれた書面で依頼する。
- 現在の裁判所から児童相談所に対して行われる親指導の勧告について、裁判所から直接、親に対して行うことについて司法との検討を開始し、期限を定めてその方法を確定する必要がある。
- 一方で、裁判所が直接親に対して指導等を行うことについては、行政と司法の役割分担、効果などの観点から慎重な意見もあった。
- 現在の 28 条ケースに関しては、親権が残ることによる措置後の混乱を避けるため、原則として親権停止制度を活用するものとし、その恐れがなく児童福祉法 28 条で足りることが明らかな場合には、それによるものとする。
- 臨検捜索については、その要件となっている再出頭要求を削除する。
- 実務上、児童福祉法第 28 条に基づく裁判所の承認は、施設種別を特定してなされているが、地域の社会資源を把握している児童相談所が施設種別を選択できるよう、裁判所の承認は施設種別を特定しないものとする。
- 児童福祉法の対象年齢を引き上げができない場合、少なくとも、18 歳になる前に同法 27 条 1 項 3 号の措置がとられている児童について、18 歳になった後、同法 31 条 2 項により延長する場合、同法 28 条の承認審判ができることを明記する。
- 現行の接近禁止命令の対象範囲の拡大（児童福祉法 28 条の承認がない場合、社会的養護から自立した場合などへの拡大）や、それに伴う制度上の見直し（発令者を行政機関とするか裁判所とするか、要件をどうするかなど）について、国は、来年度から検討を始める。

(5) 通所・在宅支援における措置のあり方

- 虐待を受けた子どものうちの大半を在宅支援が占めるが、適切な支援を受け入れないケースが多い。支援の枠組みを都道府県・政令市・中核市・特別区が措置として設定し、市区町村および市区町村を通して民間が支援を担うがその費用は措置権者が負担することとする。
- 在宅措置・通所措置を受け入れることのできる機関・団体等を認定する仕組みを構築する。

5. 社会的養護

特定妊婦への保護・支援のあり方

- 要支援児童及び特定妊婦を発見した場合、児童相談所、市町村、または都道府県の設置する福祉事務所に情報提供できるものと定める。
- 特定妊婦を入所又は通所させて、産前産後に必要な支援を行う機能が必要。そのために母子生活支援施設、乳児院、助産院、産科医療機関、NPO 法人等が入所・通所機能を持てる形とする。

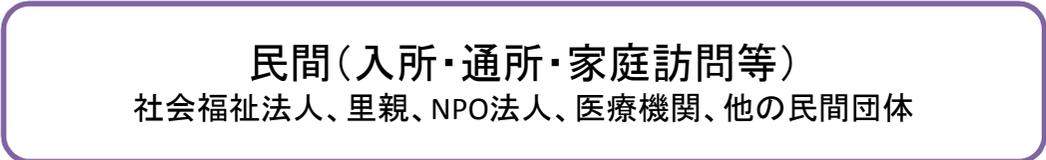
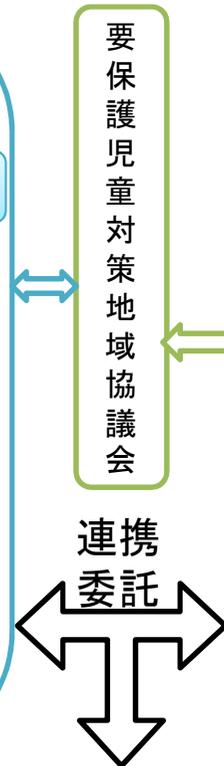
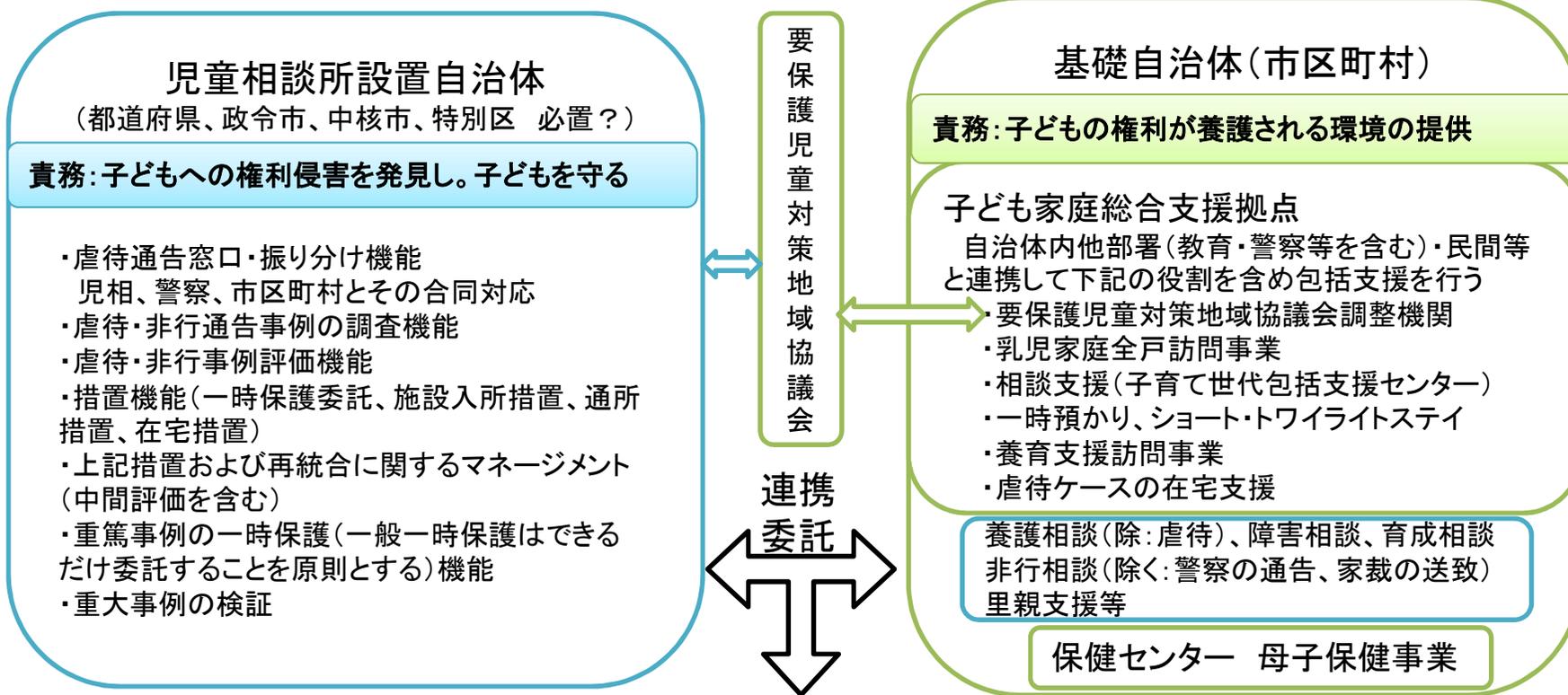
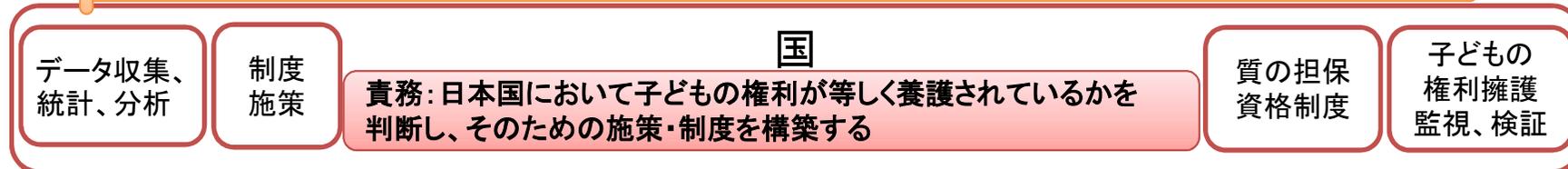
(別 添)

磯谷先生コメント

磯谷先生より理念に関しては以下のコメントが出されています。

- 児童福祉法の理念について、第 1 条及び第 2 条に次の事項を加えるよう改正することはどうか。
 - (1) 児童に関するあらゆる措置をとるにあたっては、児童の利益を最も優先しなければならないこと
 - (2) 何人も児童に体罰その他児童の心身に害悪を及ぼすおそれのある罰を与えてはならないこと
 - (3) 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに成長するために、その家庭を支援しなければならないこと
 - (4) 児童がその家庭において生活することが当該児童の利益に反するときは、国及び地方公共団体は当該児童に対し適切な代替的養護を提供する責任を負うこと。また、代替的養護を提供するにあたっては、家庭における養護が優先的に検討されなければならないこと
 - (5) すべての児童は、ひとしくその権利を保障されること

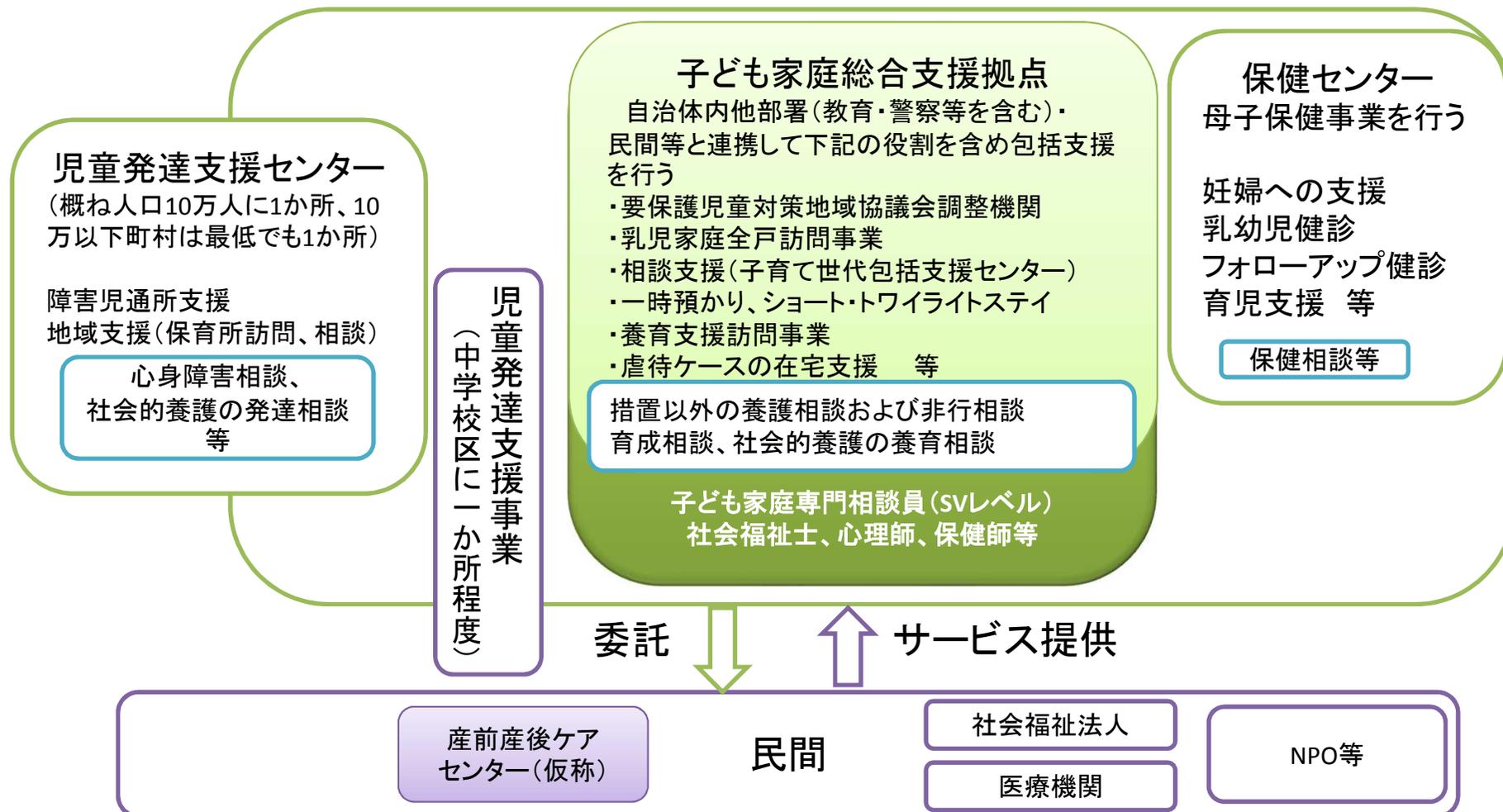
子ども虐待対応に関する国・都道府県等・基礎自治体の責務と役割(案)



基礎自治体(市区町村)

- は既存機関
- は新設機関
- は現児相機能の移行

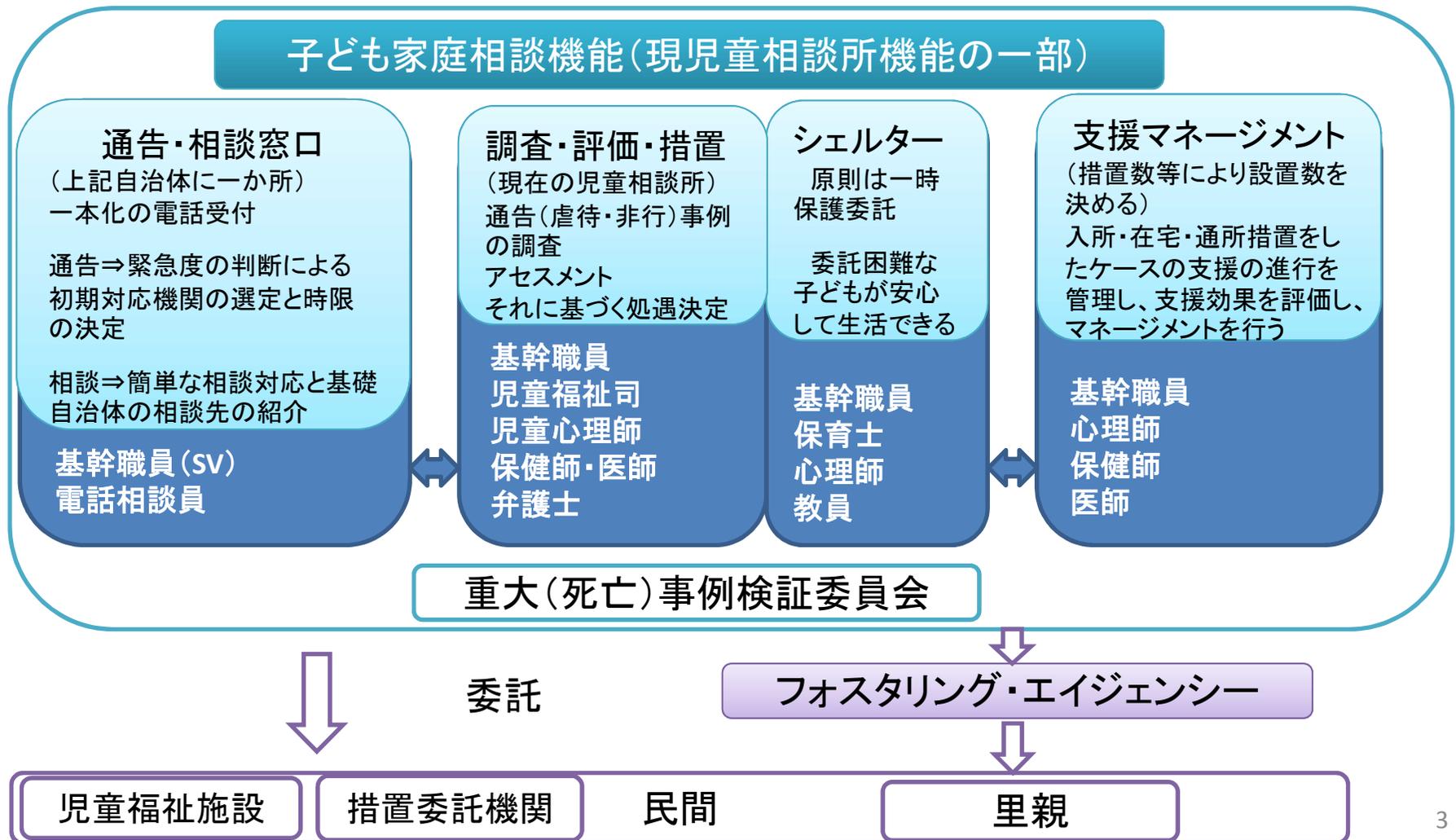
責務: 子どもの権利が擁護される養育環境の提供と養育支援



都道府県・政令市・中核市・特別区

責務：子どもへの権利侵害を発見し、子どもを守る

子ども家庭相談機能（現児童相談所機能の一部）



要保護児童対策地域協議会

- ・調整機関は基礎自治体が担う(現行のまま?)
- ・直接に相談支援を行う部署と調整機関は別の組織とする
- ・調整機関には子ども家庭専門相談員(SV)は必置
- ・措置ケースは支援の枠組みを都道府県・政令市・中核市・特別区の支援マネジメント機能が作り、実際の支援は基礎自治体が担う
- ・措置ケース以外の支援のマネジメントと管轄地域の対象ケースの支援経過の管理(データベース)を行う
- ・特定妊婦の情報の取得をしやすい構造とする

国

責務: 子どもの権利が等しく擁護されるために、子ども家庭福祉の質を均てん化し、子どもの権利が守られているかどうかを監督・検証し、状況を正確に把握して施策・制度を向上させる。

子ども虐待に関する正確な統計制度を構築
子どもの死全体の検証 (Child Death Review) の制度を構築

子ども家庭支援の質の担保として子ども家庭専門相談員 (仮称) 資格制度を構築
⇒ そのための研修と資格認定を行う機構を創設する

子どもの権利擁護に関する監視、検証する制度を構築する

制度・施策の向上